

規定 22. 外貨定期預金規定

静清信用金庫

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (相続開始時の取り扱い)

前条の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、証書表面記載の期間および利率によって計算します。満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について当金庫の店頭に掲示する利率によって計算します。
- (2) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合および預金共通規定の第 8 条の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について当金庫の店頭に掲示する利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この場合、市場実勢に応じた手数料を申し受ける場合があります。
- (4) この預金の付利単位は預入れ外貨の 1 通貨単位とします。

5. (自動継続)

- (1) この預金は、自動継続で作成した場合、証書表面記載の満期日にあらかじめ指定された期間の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は証書表面記載の継続前満期日の預入期間後の応当日とします。この応当日が金融機関休業日となるときはこの応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。また、当初預入日が月末営業日のときは、以後の継続後満期日は預入期間に対応する月末最終営業日とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前々営業日までにその旨を申出てください。
- (4) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率（継続後の預金については上記 5.（2）の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するかまたは元金に組入れて継続します。指定口座は当店におけるこの預金と同一幣種の外貨普通預金口座としてください。
- (5) 為替相場を確定するための為替予約はこの預金の継続を停止する場合にかぎり締結することが出来ます。
- (6) 自動継続外貨定期預金の証書は、初回のみ発行します。

6. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

7. (手数料)

この預金の預入れ、または解約については、別にお知らせした取扱手数料をいただきます。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。通帳または証書は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。
当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の変更等)

- (1) この預金の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭掲示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上